

契 約 結 果 表

- | | | | |
|----|-----------------------|--|-------------|
| 1 | 工事番号 | 令和4年度 坂建道改 第1号 | |
| 2 | 工事名 | 横石・小川線改良工事 | |
| 3 | 工事場所 | 八代市坂本町西部 | |
| 4 | 工 種 | 道路改良工事 | |
| 5 | 工事概要 | 施工延長L=100.0m、幅員 W=4.0m、プレキャスト擁壁工L=25.0m、ブロック積工L=59.9m、排水構造物工L=103.0m、アスファルト舗装工A=495.0㎡、防護柵工L=95.0m | |
| 6 | 契約金額 | ¥27,500,000 | |
| 7 | 契約日 | 令和5年6月6日 | |
| 8 | 工事期間 | 令和5年7月21日 | ～ 令和6年1月22日 |
| 9 | 請負業者 | 住 所 | 八代市大村町348 |
| | | 商号又は名称 | (株)福岡建設 |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 福岡功晃 |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | |

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び第8号に基づいて選定したものを。

本件は、令和4年9月15日に入札不調となった案件である。JR肥薩線と並走する本路線は先の水害においても浸水の被害により路肩が脆くなり脱輪等の事故も発生している。また、緊急車両の通行も困難な箇所であり、地元からも早期整備の要望があつているため、土木一式工事Aランクのうち、JR工事管理者を保有し、同様な経験実績がある事業者の中から唯一対応が可能である株式会社福岡建設を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号・8号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和5年8月10日

契 約 結 果 表

1	工事番号	-
2	工事名	国道219号八代市坂本町中谷は架線移動工事
3	工事場所	八代市坂本町
4	工種	ケーブルテレビ伝送路等架線移動工事
5	工事概要	張替工事一式、撤去工事一式
6	契約金額	¥2,437,075
7	契約日	令和5年6月1日
8	工事期間	令和5年6月1日 ～ 令和5年7月31日
9	請負業者	住 所 八代市夕葉町3-7 商号又は名称 やつしろテレビ(株) 代 表 者 代表取締役 中山英朗
10	随意契約において契約の相手方を選定した理由	

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて選定したものを。

本復旧工事にあたっては、復旧工事作業、工事後の設定作業、周辺機器との調整等を総合的に行う必要があり、ケーブルテレビの機器等についても専門的な知識や技術を有する必要があるため、ケーブルテレビ事業の指定管理者であるテレビやつしろ(株)でなければ実施することが困難である。

従って、契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和5年8月10日

契 約 結 果 表

- 1 工事番号 令和5年度 下建終 第4号
- 2 工事名 水処理センターNo.2脱水機ローラ取替工事
- 3 工事場所 八代市新港町三丁目
- 4 工 種 機械器具設置工事
- 5 工事概要
ローラ φ250×3250m 1本(仮復旧含む)
- 6 契約金額 ¥7,216,000
- 7 契約日 令和5年6月12日
- 8 工事期間 令和5年6月13日 ～ 令和5年10月31日
- 9 請負業者 住 所 八代市日置町3838-1
商号又は名称 松岡機工(株)
代 表 者 代表取締役 松岡美穂子

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づいて選定したもの。

本件は、5月20日に水処理センターのNo.2脱水機主要部であるローラが折れる故障が生じたため、取替え工事を行うものである。

水処理センターには脱水機が2台設置しており、処理した汚泥の水分を除去する目的で、毎日稼働させる必要のある重要な機器である。現在No.1脱水機のみで運転しているが、1台では能力が不足しているため、1台運転が長期化すると消化槽があふれ、水処理及び汚泥処理に支障をきたし市民の生活に多大な影響が生じる恐れがあるので、早期の復旧が必要である。

対象機器は(株)西原環境製の脱水機であり、(株)西原環境でなければ機器の図面や材質等が詳細にわからないが、市内唯一の施工協力店である松岡機工(株)であれば、今後の整備やメンテナンス及び緊急対応等の保証をしたままの施工が可能である。仮に、他の業者が施工した場合、機器の故障等が生じたときに、故障の原因特定や早期の復旧対応、メーカーの材料供給が受けられなくなる等、復旧に多大な時間を要したり最悪の場合復旧できなくなる等、施設及び市民生活に重大な影響を及ぼす可能性がある。

したがって、競争入札に付することが不利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日 令和5年8月10日